

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
(参考送付先)
各都道府県警察の長

警察庁丙会第14号
平成16年4月1日
警察庁長官官房長

警察庁の行う会計の監査に関する訓令の施行について

この度、会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号)が平成16年4月1日に公布、施行されたことを受け、警察庁の行う会計の監査の実施細目を定めるものとして、警察庁の行う会計の監査に関する訓令(平成16年警察庁訓令第8号)が別添のとおり同日に制定、施行された。同訓令の制定の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、各都道府県警察にあつては、会計の監査に関する規則の実施細目を定めるに当たって、参考とされたい。

記

1 制定の趣旨

従来、警察における会計の監査は警察庁会計事務処理取扱細則(昭和59年警察庁訓令第4号)第26条に基づいて行われてきたところであるが、この度、会計の監査に関する規則(以下「規則」という。)が制定され、平成16年4月1日から施行されることに伴い、警察庁の行う会計の監査(以下単に「会計監査」という。)について、会計監査実施計画の作成方法、国家公安委員会への報告方法等について、その実施細目を定めるため、新たな訓令を定めることとしたものである。

2 訓令の概要

(1) 会計監査責任者(第2条関係)

警察庁長官(以下「長官」という。)が会計監査実施者として行う会計監査について、会計監査の対象部署ごとに、その責任者を定めたものである。

また、会計監査責任者は、その指名する職員(以下「指名職員」という。)に会計監査を行わせることができることとした。

(2) 会計監査計画(第3条及び第4条関係)

規則第2条に規定する会計監査実施計画の作成方法について、会計監査責任者が会計監査計画を作成し、長官がそれらを取りまとめて会計監査実施計画を作成することとした。

なお、長官が作成する会計監査計画は、長官官房長において作成するこ

ととしたほか、管区警察局長は会計監査計画を作成するに当たって、長官官房長と協議することとした。

(3) 会計監査計画の変更(第5条関係)

会計監査については、計画作成後、会計検査院による検査、都道府県監査委員による監査の実施予定が判明した段階で、時期、対象部署等について調整する必要があるため、会計監査責任者が会計監査計画を変更することができることとした。

(4) 説明の要求等(第7条関係)

会計監査責任者から指名された指名職員は、会計監査実施者である長官による会計監査を行うものであり、規則第5条の規定に基づいて説明、資料提出、職員の出頭を求めることができるものであるが、訓令において、指名職員が説明等を求めることを明記することにより、これを確認的に明らかにしたものである。

(5) 実施状況の報告(第8条関係)

長官が会計監査実施者として実施した会計監査の実施の状況に関する国家公安委員会への報告について、毎年4月末までに、長官が、管区警察局長が実施したのも取りまとめた上で、前年度の実施の状況を報告することとしたほか、特に必要があるときは、随時に報告することとした。

(6) 警察庁会計事務処理取扱細則の一部改正(附則関係)

この訓令が制定されたことに伴い、警察庁会計事務処理取扱細則の一部を改正し、同細則第26条を削除することとした。

3 運用上の留意事項

(1) 会計監査責任者及び指名職員

この訓令において、会計監査責任者は、長官及び管区警察局長であるが、現実に会計監査を行う場合には、自らが担当者となり、あるいは別の職員1名(指名職員)を指名し、これに所要の補助者を附して会計監査を行うこととなる。

(2) 会計監査の実施

会計監査責任者は、警察の会計経理の適正を期するために特に必要があるときは、時機を失することなく迅速に会計監査を行うものとする。

(3) 実施状況の報告

会計監査責任者は、訓令第6条第2項の規定により随時に会計監査を実施したときその他特に必要があると認めるときは、その都度、速やかに、長官に報告するものとする。

警察庁訓令第8号

警察庁の行う会計の監査に関する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

警察庁長官 佐藤 英彦

警察庁の行う会計の監査に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察に関する国の予算に係る会計経理の適正を期するため、警察庁の行う会計の監査(以下単に「会計監査」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(監査責任者)

第2条 会計監査は、次の表の左欄に掲げる会計監査責任者が、それぞれ同表の右欄に掲げる会計監査の対象部署に対して行うものとする。

会計監査責任者	会計監査の対象部署
警察庁長官(以下「長官」という。)	警察庁の内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察
管区警察局長	管区警察局及び府県警察

2 会計監査責任者は、その指名する職員(以下「指名職員」という。)に会計監査を行わせることができる。

(会計監査計画)

第3条 会計監査責任者は、毎年度、会計監査を行うための計画(以下「会計監査計画」という。)を作成するものとする。

2 会計監査計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の対象部署
- (3) 会計監査の時期

3 長官が行う会計監査の会計監査計画は、長官官房長が作成するものとする。

4 管区警察局長は、会計監査計画を作成しようとするときは、長官官房長と協議するものとする。

5 管区警察局長は、2月末日までに、翌年度の会計監査計画を長官に報告するものとする。

(会計監査実施計画)

第 4 条 長官は、年度開始前に、その行う会計監査の会計監査計画と前条第 5 項の規定に基づき管区警察局長が報告した会計監査計画をとりまとめ、当該年度の会計監査実施計画（会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第 9 号）第 2 条第 1 項に規定する会計監査実施計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

(会計監査計画の変更)

第 5 条 会計監査責任者は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査計画を変更することができる。

2 管区警察局長は、前項の規定により会計監査計画を変更しようとするときは、長官官房長と協議するものとする。

3 管区警察局長は、会計監査計画を変更したときは、速やかに、長官に報告するものとする。

(実施)

第 6 条 会計監査責任者は、会計監査計画及び会計監査実施計画に従い、会計監査を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、会計監査責任者は、警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、会計監査を行うものとする。

(説明の要求等)

第 7 条 指名職員は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象部署の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(実施状況の報告)

第 8 条 管区警察局長は、毎年度終了後、速やかに、前年度における会計監査の実施の状況を長官に報告するものとする。

2 長官は、4 月末日までに、その行った会計監査及び前項の規定に基づき管区警察局長がした報告に係る会計監査の実施の状況を取りまとめ、国家公安委員会に報告するものとする。

3 第 1 項に規定する場合のほか、管区警察局長は、特に必要があるときは、速

やかに、会計監査の実施の状況を長官に報告するものとする。

- 4 第2項に規定する場合のほか、長官は、特に必要があるときは、速やかに、その行った会計監査又は前項の規定に基づき管区警察局長がした報告に係る会計監査の実施の状況を国家公安委員会に報告するものとする。

(会計監査の結果に基づく措置)

第9条 会計監査責任者は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を会計監査の対象部署の長に指示するものとする。

- 2 会計監査責任者は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施の状況について、会計監査の対象部署の長に報告を求めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 警察庁会計事務取扱細則(昭和59年警察庁訓令第4号)を次のように改める。
目次中「監査及び」を削る。

「第6章 監査及び指導」を「第6章 指導」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除